

那加二小のくらし

生活づくり

- 家での仕事を決めて根気よくやり遂げよう。
- 心のこもった挨拶をしよう。(家族・地域・親戚など)
- ボランティア活動に進んで取り組もう。
- 安全で楽しい遊びの工夫をしよう。
- タブレットを長時間、見続けないようにしよう。



学習づくり

- めあてを持って計画的に続けよう。
- タブレットを活用して、これまでの学習を振り返ろう。
- 苦手をなくすために粘り強く取り組もう。
- 多くの本に触れよう。



健康づくり

- 早寝早起きに心がけ、規則正しい生活をしよう。
- 進んで体力づくりに努めよう。
- 眼科・歯科・耳鼻科などの治療がまだの人は治そう。



安全な生活について

- 自分の安全は自分で守ろう。
 - ・自転車はきまりを守って乗る。(ヘルメット着用)
 - ・飛び出しはしない。
 - ・危険な場所には入らない。(名鉄、JR 踏み切り、線路・用水路・資材置き場・他人の土地・田畑など)
 - ・水の事故には十分注意する。(新境川・木曽川は泳いではいけません)
- 間違った行為への誘いを断る強い自分になろう。
 - ・法に触れる行為(窃盗・喫煙など)で自分をだめにしない。(エアガンやキックボードなども)
 - ・午後10時過ぎの外出は、青少年育成条例により深夜徘徊で補導対象となります。児童・生徒の帰宅時刻は日没と定められています。
 - ・火遊びは絶対にしない。
- 児童だけの大型店やゲームセンターは禁止。
 - ・児童だけの店への出入りはしない。
 - ・ゲームセンターなどは、多くの誘惑がある場です。自分では自覚していても知らないうちに違法行為に巻き込まれることが多くあります。たかりなども多くある場です。
- 外出時には保護者に行き先を伝えよう。
 - ・外出するときは行き先、帰宅時刻を告げてから外出する習慣を付ける。家の人がいないときはメモ書きをするなどする。
- 不審な人物・電話には注意しよう。
 - ・知らない人に声を掛けられても、近づかない。
 - ・危険を感じたときはすぐ逃げる。(子ども110番の家)
 - ・電話で友達の事を聞かれても絶対に教えない。

安心・安全な生活を送りましょう

各務原市 児童生徒の校外生活の指導基準

各務原市学校警察補導連絡協議会

安心・安全な生活を送ることができるよう、約束を守った生活をしましょう。

学校警察補導連絡協議会（学警連）では、下記の項目を中心に指導にあたります。

〈校外生活の指導基準〉

行 為	校 種	指 導 基 準
外 出	小学生 中学生	・保護者の責任で行う。 ・午後１０時以後は外出しない。 ※ 盆踊りなどの地域主催の行事なども、午後１０時までには帰宅する。
ゲームセンターへの出入り	小学生 中学生 高校生	・保護者同伴とする。 ・保護者の責任で行う。午後５時以後は保護者同伴とする。 ・午後１０時以後の出入りをしない。
カラオケ店への出入り	小中学生 高校生	・保護者同伴。 ・保護者同伴の場合を除き、午後１０時以後の出入りをしない。
他人に迷惑をかける遊び	小中高生 とも	・エアガンでの遊び、住宅密集地での花火など、他人に迷惑をかける遊びはしない。

〈法律や条例で禁止されている行為〉(抜粋)

行 為	法律や条例名	内 容 の 要 点
深夜外出	岐阜県青少年健全育成条例	保護者は、自分の子を午後１０時以降外出させないように努めなければならない。(同伴する場合や正当な理由がある場合を除く。)
深夜の入場制限	岐阜県青少年健全育成条例 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律及び岐阜県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例 ※１	ゲームセンター・ビリヤード・カラオケボックス・マンガ喫茶・インターネットカフェ・ビデオレンタルルームには、 １６歳未満は午後５時以後の出入りをしてはいけない。 (保護者同伴の場合を除く) １８歳未満は、午後１０時以後の出入りをしてはいけない。
出会い系サイト利用の禁止	「出会い系サイト」を規制する法律(略称)	インターネット異性紹介事業を利用して、児童(１８歳未満の者)を性交等の相手方となるように誘引する行為等を禁止すると共に、児童によるインターネット異性紹介事業の利用を防止する。

※１ 平成２８年６月改訂

◆ 緊急は１１０番へ (各務原警察署 ０５８－３８３－０１１０)
(那加咬番 ０５８－３８３－６９０３)